

令和8年4月

保護者様

橋本市立柱本小学校

保存 気象警報発令時・地震発生時の登下校について

1 橋本市に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令されている場合

1. 上記の警報が午前6時00分の時点で発令されている場合は、臨時休業とし、児童は家庭学習とする。(午前6時以降に警報が解除されても臨時休業とする。)
2. 上記の警報が午前8時30分(始業)までに発令された場合は、臨時休業とし、児童は家庭学習とする。既に登校している児童は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。
3. 上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童の安全を優先し判断する。
4. 翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に臨時休業を決定することがある。臨時休業の場合は、児童は家庭学習とする。

2 橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

児童が登校するまでに橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生した当日は臨時休業とする。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童の登校についてはメール等で連絡する。

3 その他

1. 前日に給食中止が決定している場合⇒午前6時00分現在、警報が発令されていない場合及び、午前8時30分までに警報が発令されていない場合は、「弁当」を持って登校する。
2. 児童が在校中に上記の警報が発令された場合や震度5弱以上の地震が発生した場合、校区の状況を把握するとともに、関係機関と連絡・協議し、保護者による引き取りを行う。
3. 警報発令の情報は、テレビのデータ放送、気象庁HP、和歌山地方気象台、防災わかやまメール配信サービス等で確認してください。

橋本市教育委員会では、気象警報発令時等に、お子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、令和7年度から橋本市立小・中学校として統一した基準を設けました。